

認定通関業者の認定について

下記のとおり認定通関業者として認定したので、関税法第79条第4項の規定に基づき公告する。

平成30年 1月11日

大阪税関長 高木 隆

記

1. 通関業者名 三井倉庫港運株式会社 (法人番号 9120001029902)  
英 名 MITSUI WAREHOUSE TERMINAL SERVICE CO.,LTD.  
所 在 地 大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 アクア堂島東館  
代 表 者 代表取締役社長 小幡 潔司
2. 関税法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者からの依頼を受けて同条第2項に規定する特例申告に関する業務を行う予定の営業所の名称及び所在地

営業所名	所在地
大阪支店	大阪府大阪市住之江区南港中1丁目3番87号 2階
神戸支店	兵庫県神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸

3. 関税法第67条の3第1項第2号に規定する特定委託輸出者からの依頼を受けて同条第1項に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の名称及び所在地

2. に同じ

4. 認定年月日 平成30年 1月11日